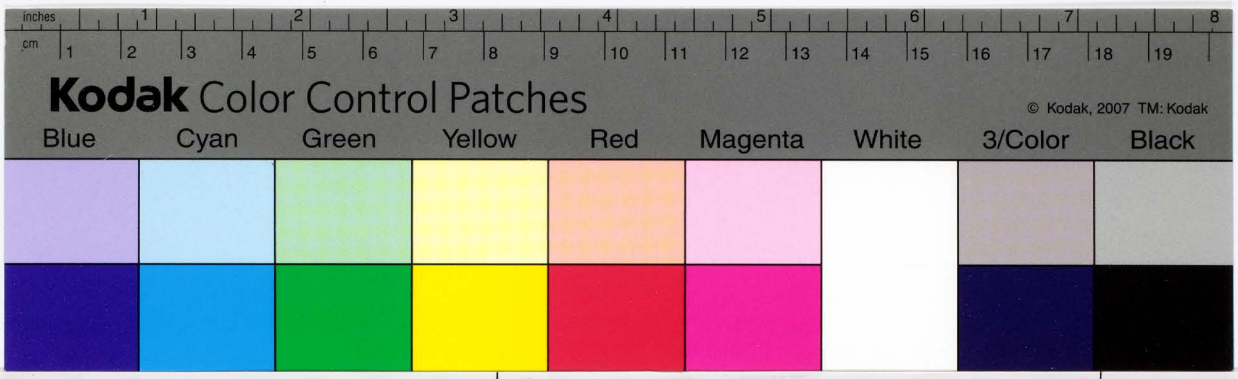

山城國中浄家寺鑑

前集

下一

G佛書
2105
3
佛教大学蔵書
第2005763454号

山城国中浄家寺鑑巻之五

皖老

酉弄

浄家寺鑑目録

巻之五

報恩寺　七十六　西福寺　七十七
浄音寺　七十八　西向寺　七十九
西園寺　又七十　念仏寺　又七十一
慈福寺　又七十二　光明寺　又七十三
阿弥陀寺　又七十四　十念寺　又七十五
大興寺　又七十六　正覚院　又七十七

光福寺　又七十八
福寿院　八十
正覚院　八十二
報福院　八十四
法界寺　八十六
金剛寺　八十八
城安寺　九十

巻之六

正栄寺　九十二
福善寺　又七十九
守皎寺　八十一
公業院　八十三
西福寺　八十五
安養院　八十七
一心院　八十九
金蔵寺　九十一
大蓮寺　九十三
超勝寺　九十四
法林寺　九十六
三縁寺　九十八
高樹院　百
善導寺　百二
大光院　百四
生住寺　百六
専念寺　百八
心光寺　九十五
西願寺　九十七
當福寺　九十九
瑞泉寺　百一
法雲寺　百三
大雲寺　百五
常林寺　百七
長徳寺　百九

長香院　百十
生蓮寺　百十二
正念寺　百十四
正行寺　百十六
信行寺　百十八
清光寺　百二十
西昌寺　百廿二
常念寺　百廿四

教安寺　百十一
専称寺　百十三
見性寺　百十五
大悲寺　百十七
佛光寺　百十九
西方寺　百廿一
三福寺　百廿三
天性寺　百廿五

七十六

御本尊三尊共ニ安阿弥の作　報恩寺（[illegible]院御寄る）

所ハ上立売通小川西へ入小川へ三ル西かは

一当寺ハ

後柏原院の御宇也あつよろまく文亀二壬戌慶阿弥像の伝佑乃霊寺とありしか往古ハ清園寺と云ける所へ是を移かへく報恩寺と勅号を下し勅額をも成下さ

ありしなり其後又二王門は造営是あり即ち運慶父子の作なりけり此尊像をも御寄進是ある也殊しく佛閣に二王門是あれは事なる須弥山なよつあんしる今略して云ることに昔天竺にて王宮におゐてまへ二夫人は門の一夫人なる其王子は生れ給ふ後佛なる成より正覚ハ悟ニ後なり第一具留孫佛より至乃楼至佛に至る

まのくハ千佛なり一夫人なる二子ハ生まれ此二王子發願を發し我等佛閣門の守護となりて左右に立分て末代當世佛法流布の冥ある事を出て護をしめんと云り是よりなつけて金剛力士と號を現し給ひ足に盤石を踏ては信心の恩國をはなつ事なく金剛杵を提ては提發心の事には口を開き閉は縁に二字文ハ陰陽并に萬義なるを是を表し給ふ也

願をしけるに霊験ありと云事なりとぞ
心おほさる極人は見と罵る

一 禁内寺十九ケ寺は其随一也事本に
記とぞ

一 毎年二月十五日宿忌より涅槃会舎
利会あり又山大衆集会し大法会是を
諸人群参し内陣迄仏舎利を拝ませり
随喜し結縁するや

一 毎年四月八日は誕生会是ありて灌
仏事の大躰右に同し

一 毎年七月七日乃晩宿忌に開山忌
之法事あり大躰右に同し

一 当寺の所持なる八伊賀国の大伽藍
地の尊円像ありし不思議の霊夢ありて
安置し給ふ衆人縁結し結縁
給ふとも吹給ふの尽きなや

一弥陀の尊像是あり赤栴檀にて善導大師の作 此像の[illegible]は元[illegible]の御[illegible]にて[illegible]當世は[illegible]に弥陀[illegible]の御[illegible]けり此所に安置[illegible]の[illegible]刹を[illegible]の本尊弥陀如来を[illegible]信仰し[illegible]移し奉りける此尊像は[illegible]加[illegible]男山八幡宮御本地仏なりしを安置し[illegible]當寺[illegible]念上人へ[illegible]の別当[illegible]に瑞夢[illegible]霊告あり即ち神勅に因て当寺に安置し[illegible]是を写し其後文禄[illegible]上人に[illegible]へ参り社内の宿坊に至り奇[illegible]を蒙り[illegible]是によつて[illegible]山に[illegible]印[illegible]と[illegible]同じ[illegible]遷し[illegible]て八幡宮の社内の宿坊は[illegible]一所に[illegible]

乃重器を授(さづけ)給ひて御とも神秘(じんぴ)の
勅宣(ちよくせん)をかうむらしく御釈迦如来に至るまで
認(したゝ)めし文理(もんり)に末代(まつだい)迄の光となるべく
百日の御祈祷(きとう)として神勅(しんちよく)拝領し奉り給ふ
而して宝前(ほうぜん)へ御祈願あらたなる文理相伝(さうでん)の光
照らしたまひけり此霊仏(れいぶつ)霊宝霊像(れいざう)をも
世にしる事八幡の御本地(ほんぢ)の御文と霊験(れいげん)
あらたなる事を記(しる)して参詣の人へ示し給ひて善く八

縁起(えんぎ)にあると論(ろん)しく出給ひて宗祖也
一　法然上人(ほうねんしやうにん)へ夢中(むちう)に浄法(じやうほう)の要義(えうぎ)伝へ給ひ
ましゝ事は唯有一大事(いちだいじ)の因縁(いんえん)是なる
御事と善導(ぜんだう)和尚御作の真影(しんえい)あるよしなり
其御和好元祖上人(ぐわんそしやうにん)望ませ給ひて御結縁(けちえん)を
あり仁和寺の御宝蔵(ほうざう)なる本尊(ほんぞん)也と
乃霊像(れいざう)なり
一　後柏原院(ごかしはばらのゐん)の御霊仏(れいぶつ)御霊宝将軍の御香器(かうき)を

是あるは其涅月

一弥陀釈迦三尊は像を赤栴檀にて
以く毘首羯磨乃作也是を
後柏原院乃御持念本尊也

一弥陀如来像是あり閻浮檀金を
以く化也世界に今是二三乃塔を造立し
上乃重に納め給ひ下乃重には天神地一尊
為参礼し給ふ仏舎利万粒を籠給ふ六下

無量乃珍宝なり

一九品浄土依正二報は荘厳を鮮明に
繍構根と以く恵心僧都絵図し給ふ是
と慈心乃筆精を以て中納言は美宝

一肉附乃仏舎利即ち釈尊乃牙歯一粒
是あり法筆は墨書浄行る乃美宝なるを
此舎利寺事は太子純入定は陳下にて
又其外舎利に縁起あり興正菩薩の

御筆手つゝ

一　室町安院宮御筆乃法縁起あり

右二品ハ太秦桂宮院に是あり此舎利塔ハ

室町安院の御寄進なりし天下無類乃玉

塔なり

一　閻浮乃舎利よ添ぬ乃守護神韋駄

天の形像あり即韋駄天乃自作なり

延朝二乃霊形なりこれ舎利を隨喜

に尊ひ捧まつる事ハ韋駄天飛行自

在乃速疾をいたし衆くハ大牟尼乃にとし

一　此舎利殿乃鉄燈籠是あり浄住寺舎

利殿に彫物是あり

一　興正菩薩舎利会に着し給ふ僧伽梨

二衣是あり其袈裟ハ興正菩薩の自

筆のく経文写し給ふも是あり

一　仏舎利三粒　是ありまた

聖武皇帝の后妃光明皇后三髪浄戒
紙幅に阿字を書し給ふ是なり此舎
利塔ハ宝輪を也即光明皇后の御作な
りし舎利なり
後柏原院の勅封ありてゆへに乱りにまくこ
とあり
一　地蔵能化の尊像弘梅枢とかく名
す御厨子の上に一丈余の錺縁の龍めぐらし雲白

の御作なりと造る希有の霊像也
右宸筆也
後柏原院の宸筆にて浄家の法威尚
寺の霊境是にしてまよ抑かるん給ひ
外宮仏宮も勝く謎のあり仏中興来
歴是と略して系譜しく程なりを
の縁起とも当所に由紀とも也
一　仏舎利一是あり高田寺中興開山の稱

余ら人感得しけるに其長楽中へ或時姫君来禅
みしく念仏三昧の行定に往しけるに忽
然して禍にあ非業の是と寂霊に
頭に一寸の穴あり其中より光
明珠変じてより其の光を放ちけり
とりく刑に經に鮮紫の舎利
見ある日光に向くるに皆是
に念寂の二文を現じ經に着て入蔵

經頌に通ぜぬ感得ありしく鏡に
て信仰し經の事を知りける事なき人
經へ歎きて敬みけるかれは庵に累年累
月此舎利優長者と覧七分横分に
なる經の紀の稜に入る悪死化生し經に
まれる矣德氏明と以入来信用去捜示
ありて接らし經に其後安置せし人殿
將しく縁仏縁衆生の為にや満る根

於て紀洛よ山河大和大国安次受戒乃名松屋
樹島と化へる吉男子是と安置せる所
なりや此舎利乃縁起に安次所あかりしく
自ら給ふところや当寺稽ふ感得
し給ふ其本尊今ものこりくハ弟子なりの
所蔵なるとぞ
一当寺御旧跡是わすみけし其たる
記なるとや

七十七
御本尊聖徳太子の御作　一向宗東末　西福寺
是ハ上御霊乃前一町上る東へ入町北かハ

七十八
御本尊安阿弥の作　知恩院末　浄善寺
是ハ京極通三條下る入東へ入町北かハ
一縁内るすのさる故を誌しなし事いなき
記なりて

一 毎年十二月十三日紀寺にて光なりの座敷
にて開山忌あり宗論しく其宗を釈
ことゆへなるもの也

一 当寺ハ清和乃みかど乃創乃霊地也
はじめハ記されし宗論しく此寺に
なりし也 当寺開山盛真上人ハ叡山学
優長の時にて厳重乃行を致し浄
法仏を念し給ふ也

後柏原院叡聞に達し盛真上人当寺
住持職に任せしめ給ふ其綸旨いまに
是あり

後柏原院御帰依信仰によりて治
宗の寄進ありし霊宝数有事

一 善光寺如来乃尊像弥陀観音勢至一光
三尊御絵像に上巳左右に善光寺如来
乃略絵縁起あり是ハ恵心乃作

なり[illegible]の宝室なり

一 弥陀一尊の御絵像 是も弘法大師の御筆也 [illegible]の住僧附属し給ふものなり

一 一心専念弥陀名号 乃至 順彼仏願故 の全文三行一軸の[illegible]是なる これは青蓮院の座主尊円親王の御筆なり 是ハ十誉上人御附属し給ふ

一 上宮太子十有五歳よりして仏法興隆の為 容是なり 即ち御自[illegible]なり 御自 髪をもつて此[illegible]縁に[illegible]右わきに[illegible] 京[illegible]の[illegible] 御不動の梵字おいよく霊験あり[illegible]の[illegible]御筆ハ[illegible]あり

右此外宝物おほく満しといへども是を略す 来詣し拝[illegible]未来[illegible]と

を当路に見ききやうくねうこくの霊(れい)
寺となりてより公家(くげ)武家(ぶけ)より崇る境(けい)
内数ケ条の制札(せいさつ)数通(すつう)是を記(しる)さば限(かぎ)りなし

六十九
御本尊安阿弥の作　黒谷(くろだに)末寺　西向寺(さいかうじ)
一 所ハ浄音寺(じやうおん)より一町東へ行下ル所なり
一 弥陀乃一尊(そん)躰(たい)乃御絵像(ざう)是あり
後鳥羽院(ごとばのゐん)の宸筆(しんひつ)なり又円頂家(ゑんてうけ)名(う)の御
霊像(れいざう)なり

七十
御本尊恵心(ゑしん)乃作　知恩院末寺　西圓寺(さいゑんじ)
一 所ハ京極通錦小路(きやうごくどをりにしきのこうぢ)下ル東かハ
一 表(おもて)門(もん)ハ九ケ寺のうち随(ずい)一也事(と)ハ在庵(あん)

七十一
御本尊聖徳太子(しやうとくたいし)の作　浄土宗西山派　金佛寺
所ハ同通綾小路(きやうごく)東へ入北かハ

〔十七日〕御本尊安阿弥作　新善光寺町　慈福寺

東ハ同通光明寺の北隣

〔十七日〕御本尊鳥仏師作　百万遍東入る　光明寺

東ハ同通慈福寺の南隣

一 毎年霜月十五日摂取の如来開帳あり諸人群集し拝み奉り念仏せし

むかしハ高田寺にありし摂取の如来と

号しけるを此寺にうつし奉り上人此如来を尊みて

欣求浄土の心ざし深かりしに今の如来と

云ハ此寺の住持[illegible]頼澄といふ人の為に

[illegible]海[illegible]多年ちかく武士の常

住[illegible]観音氏の入たり直[illegible]

[illegible]大概[illegible]おもしろきもの

かゝりけるに[illegible]千手常に頼み見[illegible]

さ難(がた)くや[illegible]弥陀如来の本願(ほんぐわん)に
く念仏衆生(しやう)の悪(あく)業(ごふ)は深(ふか)きにも越(こ)へく摂(せつ)
取(しゆ)し給へハ疑(うたが)ひなき事(こと)なりと超(てう)まさりき生
るる事念仏の功(く)徳(とく)にそありと
諫(いさ)めけるか肝(きも)に深(ふか)く染(そ)みて実(まこと)に念仏往生
うたがひなく大(だい)善(ぜん)勧(くわん)化(け)の事と
感(かん)し給ひて[illegible]建(けん)長(ちやう)元(げん)二年十一月八
日上人[illegible]縁(えん)に深く[illegible]寺(じ)に[illegible]

ふかく念仏往生を信受(しんじゆ)しつゝ一向専修(いつかうせんじゆ)の
行者(ぎやうじや)となりて其(その)後(のち)ほどなく信心(しんじん)増長(ぞうちやう)
して受戒(じゆかい)し実信房(じつしんばう)蓮生(れんしやう)と号(がう)す
西山(にしやま)の善峰(よしみね)に庵(あん)をトし専修(せんじゆ)の行(ぎやう)乃外(ほか)に[illegible]
けるかさ仁治(にんぢ)二年十一月二日宇都宮(うつのみや)[illegible]
善生寺(ぜんしやうじ)[illegible]ハ上吾上人の
御伝(ごでん)のごとく[illegible]
この[illegible]経(きやう)りしを文(ぶん)に[illegible]

宮入道寂信房西山よりく金仏をうつし奉る阿弥陀仏ふ是川のよ懸袈裟と称す
く是と抱きしめ給へく年来安置乃御寺なり珍奇一宗とハ此の事なるべく
あまた仏像を給ひて在す新くハ霊験あらたなる事く此縁起とし寺号となれるなるや

七十四

御本山浄法師の旧跡　月乃　阿弥陀寺

所も同意也成るの東福
一　毎年涅槃会了山大念仏会し大法
事是よく余論乃嘉祥実宝を拝之尊
重気仏をしもなるなや
一　織田氏上総介信長公ハ洛陽四条西洞院
本能寺にて明智氏日向守逆心の難
遁れかたく自害し葬しまひ
ぬ当寺開山清玉上人ハ御帰依信仰

無縁のように信長公より[illegible]殿下より[illegible]と城介殿并ニ幕下の忠臣等ことごとく當寺に葬りあつくハ信長記にあれハ[illegible]此寺にいまた墳墓あり此等の位牌戒名あるが[illegible]ありて是よりしらなく信長公の[illegible]ありけるにより幕下の諸臣郎等にいたるまでことごとく當寺に葬禮しまゐらする

惣見院殿贈大相国泰巌大居士　神儀

是ハ信長公之戒名也

大雲院殿三品羽林仙巌大禅定門　尊儀

是ハ城介殿の戒名也

右の影像是あるよしなく毎年六月二日當山大雲院衆會ありて大法事是有之參詣して念仏し給ふ事多き也

一　毎年九月十五日宗祇とて[illegible]開山

起立ありし事は大猷院よりの御寄附一留ち
開山清玉上人殊更大勧進乃職務
奏聞を經て南都東大寺大佛殿を再造
せしめ給ふべき旨によりて
正親町院宸感乃綸旨を賜はりて成
下されしなり其綸旨左の綸文にいはく
東大寺大佛殿之事勅諚之上勧縁可被下之
再造之趣国令就早勵忠節

被遂之由　天氣之所也　仍執達如
件

元亀元年

八月十五日　左中将判

清玉南無阿彌陀佛上人御房

右如くのごとくの綸旨二通是ありしは
若干の不備清玉上人縁起を尋し給ひて
是こそ誠に開山の清玉上人眉目乃果

世に於てよく感応利益に及ばん事
右此外由緒来歴おほし系譜しげく略
つくさぬや

七十五

御本尊弘法大師乃作　十念寺

西山西谷末寺

所ハ同西洞院通泥寺乃南隣

一当寺の本尊ハ霊仏にて縁起ありの余
詳しく記すことも此来歴をはしまるに

盡きりのけり

一当寺開山長阿上人修度万機に和合し
自分乃男女をも見と信し他ふの所居
をも見に論仮もと見ざとく浴湯おふる身
無き知るハ多年病苦尽ぬことを
縁起よつ人さもう暁まで念仏を始んう
知来ハ来らる人に論念まて十念を受持し
しそつもの皆々事町衆仏と勧めらく

衆生のこゝろくらく迷ひ倫ふ値仏開悟し
さまよへ変識よ善難おほけなく侍れ
一仏鬼軍に以る軸の内の見ゑ浄泥
なるゝ地獄乃悪鬼と合戦しけりしの
悪鬼地獄の殲滅してもろくも破却し
悪道修羅の累ゐる軍勝利とはなる
本意へ御帰陣し終に平等乃法縁あ
まことに文談て一休和尚の教化あり

縁也さる合戦なる地蔵菩薩將監乃事也
こゝろのまゝに悪業寛しけれ地獄
ある罪人の罪乃業けるに極楽の
異なりけるに　第　小きよりてめぐまれ
く此仏鬼軍の縁は彼界の地獄破却也
しかるよりかしこにんて篇乃悪也一百三年
また地獄は存ところ寺悪鬼こゝろく
く破却をしむる事と古和尚代々の

勧誘（くわんゆ）乃ためと製作（せいさく）し置給ふよりか
ら
右此子安宝塔（ほうたう）ハ之人見と略記（りやくき）に
謂（いは）れしを祈（いの）りすゝめの尊者（そんしや）を霊験（れいげん）
在まさるとや

七十六
御本尊　薬師日の作（西山西行法師作）　大興寺（だいこうじ）
所ハ同国也七條河原より二町下る東の方

一　当寺（たうじ）乃薬師（やくし）如来（によらい）ハ霊験（れいげん）あらたかなる
所より衆（しゆ）人（じん）まゐるよ是非よ感応（かんおう）を蒙（かうむ）る
事ハ其外薬師（やくし）之霊験（れいげん）殺（?）珠（?）多し

七十七
御本尊　薬師日乃作（聖徳太子御作）　正覚院（しやうかくいん）
所ハ同国極楽寺（ごくらくじ）乃南隣（みなみとなり）

一　新（しん）内（ない）寺十四千手の霊験（れいげん）いちしるき事
ハ世よ志る所なりとそ

七十八

[illegible]　光福寺

[illegible]

一 [illegible]年七月[illegible]

一 [illegible]寺[illegible]

大閤秀吉公へ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]幕下[illegible]

[illegible]大閤[illegible]

[illegible]

一 [illegible]寺[illegible]

[illegible]

[illegible]

なるまこそ子絶とよ及ほるらん

五十九

御本尊恵心の御作　同郷　福善寺（ふくぜんじ）

西の日不思議福寿縁

一 毎年十一月十一日虫調見ありて施

ん人群集多く念仏しありとや

一 常念仏勤行是ありこれ其手恵心僧都

の隠下なりとなり

一 当寺十一面観音は聖徳太子一刀三礼

のまゝく刻給ふ尊像なりとぞ往古は九万坊

殿の里にありしを正保年中三人

不思議の縁によりて当寺に納まり

あまりて来たるが此薩埵女人安産霊験あ

らたなる縁起是あるゆへにあまねく繁昌ひ

衆生帰依せしむる也安産をねがふ事な

しかくして此尊像は子安の観音也

を信仰しまゐらせ給ふゆゑ也

一 弥陀為六字の御名号あり

後陽成院の宸筆なりけるを見るに定家中納言

藤原為庸卿寄附せしめ給ふなり

諷誦の文も是にあり

一 蓮生法師不背西方絵像 一軸 是あり

是は[illegible]氏法の[illegible]寄附したまふ也

此絵像の讃は徳大寺[illegible]権大納言[illegible]

実維卿の御筆なりける絵師は狩野[illegible]

[illegible]清信筆なり此絵像のえん中に黒き[illegible]人

乃天神六のまき[illegible]にしるしつけりいま

是と墨くろくしるしまゐらせ[illegible]の[illegible]

於[illegible]上人[illegible]文武し蓮生房

[illegible]上人御製作撰擇集の[illegible]

不背西方の[illegible]文とよく[illegible]

[illegible]西方と背き給はん

関東(くわんとう)へ下(くだ)り玉ひし時も難(なん)をさけき海
よりおのせく渡りさ海よのりまて夷(えびす)らと
ひの世一首(しゆ)の哥(うた)よくけん
浄土(じやうど)まゐりのみちのやはなさ(さく)ん
願よしひくしろんを○て
こ称(い)しゆへりけるよ人も甚生(れんしやうゆうこう)貴猫
精(しやう)ぞんらく法ん照(えんご)國けり念佛の功
而(しか)々なりの辰よ當るよ頓宗(じんそう)の法悟経と

伝嶋(かさき)あるとなり

御詠哥 ○まつや

八十

國府田中村

一當寺は西光(りやうぜん)及光珠救(なぞ)わり智證大師(ちしようだいし)
乃御作り玉年二月三日當村中像(ちやうそう)信と
ゐれ其(そ)玄(を)なく此珠救佐ゐり大金仏を
是を寝(ゑ)寐(ゑい)木(ぼく)れ弦(しやうえん)流とかの生地(かんせい)安(あん)食(ぢき)
の移(さ)穢(さ)れ玄(た)仏(れ)あり是よるまく當寺

よは癡等木乃癡難をはなしと里人語を
つまる難によるか科済へり怪得ある浄土
三縁妙典流布の力あり神力演大光普照無
際土消除三垢冥廣濟衆厄難と讃給へり
里人乃言誠なりとの旨

八十一

御本尊ハ虚空乃作　西方交作る　守峻寺

所ハ同村

一 常念仏勤行是あつまりてこそ浄土院
の深下まであるり

八十二

御本尊ハ慈覚大師乃作　一仏造る　正覚院

所ハ越後感應院村

八十三

御本尊ハ安阿弥乃作　恵音作る　公案院

所ハ恵音門前より一町少し行所也

八十四
御本尊恵心の作　（西山西[illegible]に兼る）知福院
所は清水観世音門前

八十五
御本尊慈覚大師の作　西福寺
所は泉涌寺の内

八十六
御本尊小野篁の作　法界寺
所は粟田口天王の北隣

一 [illegible]信[illegible]の[illegible]へ[illegible]以
ありがたき結縁[illegible]べき也

八十七
御本尊恵心の作　（浄花院に兼る）安養院
所は同所縁側へ[illegible]也

八十八
御本尊行基菩薩の作　（西方寺に兼る）金剛寺
所は三条通白川橋より一町東北側

一 [illegible]是[illegible]

一　當寺の由来ハ　往古ハ洛東河原の法性寺
といへる霊池よりおこりしものにて此寺ハ行
基菩薩四十九所霊場を草創し
給ふ其随一なり然るに保元年中の乱
にハ兵火の為に焼亡し寺院断絶
の後下より一宇の堂を建立して
爰にまた四十八所ハうつりて
同河原の霊場にうつりしとかや

是よりまたく霊験あらたなれバ礼拝
あり参詣しげく当寺へ詣るとぞや

八十九

御本尊恵心の作　新黒谷浄業寺　一心院

此寺ハ東山知恩院法然廟南の方

一　毎年七月十五日七日の間開帳
ゟ念仏あつまり説法あり月ごとに十五日ハ
ことに縁日の参詣人群集し給ふとぞや

一當寺開山（くわいさん）稱念（ちやうれん）上人ハ志ふかく然（ねん）
歴（れき）ありて秀（い）逸（いつ）の記（ちやう）も遲（りき）ありしと此所
に暗（あんじ）まし住るにも也　墨絵（れんぶ）墨跡（かう）勝（あけ）く当
まいりし後にハ来（え）縁（えい）して拝みまつりし
まゐらせたる也

九十
御本尊ハ恵（ゑ）心（しん）の作　中長御末寺　城安寺（じやうあんじ）
所ハ同通白（ちう）門（き）橋（り）より三町西南寳衣（すゑひろ）町（ちやう）

一弥陀の尊（そん）像（ざう）ハありし栴（せん）檀（だん）よく秘（ひ）
高（かう）麗（らい）國の作なりと
一弥陀尊ハ伝（でん）教（けう）菩（ぼ）薩（さつ）刻（こく）梅の縁（えん）起（ぎ）
もありし恵（ゑ）心（しん）の作なりと也
右二尊ハ丈誉（じやうよ）上人附（ふ）属（ぞく）し給ふところ也

九十一
御本尊ハ聖徳太子（しやうとくたいし）の作（[illegible]流伝まる）　金臺寺（こんだいじ）
所ハ同所白（ちやう）鳥（ぢや）橋（う）より三町西（にし）へ入（いる）東（づしひし）

一　弥陀鋳像三尊これは絵像なるを此絵像
乃菓中弥陀尊乃化仏にあつまりて白毫
恵心僧都の尊容は絵像にあり
まし絵像に生仏絵像を讃にあそばせし
けるとぞ其御筆に
六乃字は其蹟あやまりとも云
弥陀乃身にへだてなきこゝろしむる
と是ハ天下に一幅乃実宝にて浄土宗家の

寺院圓外不出乃重宝なりし殊に傑作
名作也画像もまた乃御絵像なり
仙縁行を絵ひ絵像縁起しく法然の
絵を殊勝にて御筆と名仏お前にて
このし絵に名ありて也
右此御絵像并に霊宝去年六月
二十七日開帳是ある事をまた拝して
縁ん結ましてあるべき念仏し給ひし也

九十二

御本尊由緒の記　正栄寺

本尊阿弥陀如来恵心僧都の一刀三礼の御作也

一 毎年九月五日服幣於浄飯王殿是

あらたなる御利益人多く参詣に代

曽我氏の頃済大中将重則よりも此地に

兄見ゐるまく異守墨私へ安置の記録

あり三条殿にもみ及ばれ御首揖

厭穢乃凡身を捨西二世乃清盛とかう
らし給へ見とめく中宮安養尼も行
講見めくへしらの勅定りまた八弥陀宗
老若のよとも路へ比事なきさやゆ出
非観音しく[illegible]しとふし路へ
東あるまかせて[illegible]菩薩中に現
花く宮ちく[illegible]縁に勝て[illegible]
としてお[illegible]別て護脱安養は護念

本尊をなし宮中へ入りんと尊のある安
今里国りへしと夏有く菩薩の御殿
まあまき新御事ん仔ま[illegible]可亭
又別聞し安養乃護念る法華を開眼
し宮中へ移ませ給ふ職に[illegible]
し中宮同安養尼し給ふ娑婆[illegible]
極楽乃種類に於同ままあるを見とめく
ち中へ[illegible]なる[illegible]正宗ふし勅[illegible]

廊下あるところ也　釣鐘ハ無双の美なる鐘
弘なる此所ハ御手なるよしに記するよ
く安置せし鉛舎をしむるに　黒漆揚る
しこ事跡ハ是より後ハ一代記によ
わか縁起しく此寺をもとよりの本尊
をも安置ある也

九十三
御本尊　阿弥陀仏　作
西山派浄土宗
大蔵寺

寺ハ同通正覚寺より一町西の方にあり
九十四
御本尊　安阿弥の作
誓願寺末
超勝寺
寺ハ同通大蔵寺より一町西北へ入　浄土宗
九十五
御本尊　安阿弥の作
知恩院末浄土宗
心光寺
寺ハ同町西側超勝寺の西向ひ隣
一　当寺御手にハ五条河原にありし清明

こゝハ博士乃氏寺也ゆゑに清明塚も
く是あり又此所ハ河原也かしこくハ毎年法
会乃難除をかまへて猿楽参よ人此所へ
引移し参詣をしめ給ふ也

九十六

御本尊恵心乃御作　（浄土宗）　法林寺

所ハ三条大橋東詰乃町北かハ

一毎年四月十五日十六日開帳中

将軍家乃霊像并縁起乃絵図
是あり又中将姫乃縁起是あり此所ハ諸
人縁結し念仏をしたまふ也

一當寺の創建ハ此所ハ河原也のく浄
洛陽の僧中之人此地に安住して
以てらとなし林といひける又袋中和尚
法林寺是浄院にてありしを浄
法弘隆の霊ちよりたまふて當寺開山也

胎中より人と身別岩織紀矢月の人なり
従姪嬉しゆうとる見と暗もと懐より入給ふ綻
乃阿依るを開き給ひても父母感悦なし
三七日夜に至て右手懐より至文
母堂ひらんとすれば小なる一寸八分の屋
聖観菩薩の尊像と観音なく織寺
しけるまことに稀なる思しとて當
育ともしふ小男陸宮を来つゝくすなる円藏に

のへつきは此児頻つまよ出家乃志願あつまく
同郡能満寺の恵然上人を戒師として剃髪し
て月乃懐中と号せしが此へつまき師の
遺依同懐益へつくいつく維懐乃中より
印に股を師撫撫しもくいつく一寸八分
栴檀に標果乃姿あつもん其頭を破はに
懐幼にしく観懐秀徹なりとも此所に残
聖教讃経し極楽に念じし給ふ

此故に学ちくし速證まつく因果乃顕験
感得し変甚縁記となり道めくも化度
を導りあらる在俗男女貴賤あ人と以て
る事慕ふよりてえをなるもあり
かつ之代々上人撰述乃書籍牛車に載る
に餘りあり然れとも纔ハ二と記して
其餘ハ略せしむるなり
撰擇之傳　全一巻　　臨終要決　同

西曼百詠　全十二巻
衣袋和尚自作自書也又累る先剣殺
ケ木見あつて姫め奥列覚識先同乃墨書
提るまつも猶り開基城陽寺浩部僧墨
為方ちるに至るまでくわしく其美なりと賞
よく嘉録八十五之八にて編墨為ちる係録
其写し今度不日具足十念大念仏く成人
に往生を遂し

霊宝見ある事

一　三曼陀羅当麻法海和光上人の依夜
極楽曼荼羅也

一　阿弥陀如来太子御作長一丈五尺余あり

く紺紙金泥也袋和尚乃筆なり

一　浄土三部経金泥巻也全三部　観文字しく袋

上人ありし語る事ある法の所

霊宝拝はしこうへ見せ是を略して是縁し

く袋和尚至り所乃を

色紙見るなき也

九十七

御本尊聖徳太子御作　西教寺

天台宗真盛派下の門跡

一　阿弥陀如来丈六恵心の御作見ある法

大師乃御作なりき

一　十三代乃御絵像見ある天筆

あるひは香盧あつまく仕事[illegible]浄瓶る
或は盃を結ひ名ある[illegible]環乃二大云ま
惠んの[illegible]ある語る帝をも[illegible]宝道

九十八
御ほめなる春日乃作　目録　三編子し
下には同和[illegible]乃目録

九十九
御かなる[illegible]人ち御の滝（西山あほ出るのほまる）　豊後[illegible]る

下には同和之級字に南籬

百
御ほめなる笠夢又乃作（知恵流出る）　高樹院

下には書籍字写目録

一 当寺は御なる紙[illegible]紙[illegible]今し[illegible]
今[illegible]村はなる[illegible]ち[illegible]の[illegible]
のこへ[illegible]し連[illegible]し[illegible]
大気し[illegible]生[illegible]し[illegible]

茂けるよしなれバ人是を畏まで

一 弥陀観音三尊乃仏絵像是あり恵心の御筆なりとぞ

一 釈迦為脇士文殊普賢乃二菩薩の絵像是あり金岡筆なりとぞ

右二品ハ当寺代々より霊宝なりつまらぬ所霊宝をあらはし給へバ人是を見物驚とぞ

西一

御本尊聖徳太子の御作（当山ハ四天王寺の末寺） 勝泉寺

在ハ三条小橋東詰下ル東ノ方

一 当寺開基の来由ハ文禄年中豊臣の御猶子関白秀次公御生害并ニ妻子其外三十余人が斬罪乃死骸を其所に葬埋せしめ給ひ一宇を建立し大閑院よりけしてあり

瑞泉院殿[illegible]と号す[illegible]定門　[illegible]
是ハ秀次公受戒乃[illegible]也[illegible]
人是を[illegible]と云[illegible]亡魂仏果得成し
めん[illegible]年八月二日[illegible]
[illegible]
[illegible]也[illegible]
[illegible]
[illegible]也

一 [illegible]九月六日開山[illegible]
佛あり[illegible]法[illegible]人[illegible]也
一 [illegible]
[illegible]院乃[illegible]也是ハ年[illegible]宗
[illegible]也

百之

御[illegible]
不[illegible]町[illegible]入町[illegible]

一 當る所の本尊御事是ハ何の事ニて候

記(?)ふ小路にハ六角堂頂法寺是なり

[illegible]の事ハ[illegible]中に[illegible]

[illegible]人[illegible]宮[illegible]地の[illegible]

[illegible]人し[illegible]と[illegible]へ[illegible]

[illegible]二[illegible]東[illegible]

[illegible]元和四戊午年[illegible]秋八月[illegible]

[illegible]六角堂又いふ也

四條[illegible]此所[illegible]

[illegible]事[illegible]

一 [illegible]大師の御作像是を弘法大師

[illegible]

[illegible]

[illegible]

是は[illegible]

一 仏舎利是は[illegible]世尊の御[illegible]也

此舎利殿之跡乃塔也雲海和尚の将来

一　[illegible]筆之亭[illegible]より[illegible]

一　役行者の石塔是ありて[illegible]

[illegible]より[illegible]異[illegible]

[illegible]是より[illegible]人[illegible]

[illegible]也此外異[illegible]

御府内[illegible]の[illegible]

同所　法雲寺

[illegible]同所[illegible]町二丁東の方[illegible]

御本所[illegible]の[illegible]

同所　大光院

[illegible]同所法雲寺より二町ほど東の方[illegible]

一　当寺は性雲上人[illegible]

[illegible]

[illegible]

七月[illegible]日より[illegible]日[illegible]開帳[illegible]

焔魔王乃之式是かくる百万遍の経
縁起とあるを百万遍に読せは御札を授与し
給ふへしと天魔をも摂引清浄山慈念房
円照公寛山性悪上人焔王庁へ
到り給ひ焔王の自筆百万遍の縁起
并自筆乃御判を加へと云縁起
ましこの焔王乃御判紙御札に写し百万人
讃念仏受生往生南無阿弥陀仏焔魔王判

と是ある御札を死人に授与し給ふ縁
極悪の人ましてや業障深重なる女人
なりとも此御札乃威徳によりて地
獄の悪縁を免れ安楽界に往生し給
ふ事うたかひなき也其経説ある文證ある維摩
経にいはく一切衆生百万遍讃念即是如
来と又普賢観経にも普賢菩薩之宣百万人
讃念衆生是仏果と又此善縁にある人へ結縁

又浄土三部妙典乃極一阿弥陀経ニハ諸上善人倶会一処とも説せ給ふ此所ハ諸人群集して此万人講乃流れと歳事此縁起ニよく叶ひし寺也

百五
御本尊聖徳太子乃御作　同所　大雲寺
所ハ河原町中の町三条ゟ三町上ル
一遍寺脇本尊ハ上宮太子如来像作之

殊に妙なる宮なりとて毎月参詣多く一紙の文證もあり本尊釈迦乃霊像也

百六
御本尊恵心乃御作　同所　生蓮寺
所ハ河原町表新町二条ゟ二町下ル

百七
御本尊恵心乃御作　同所　常林寺
所ハ荒神口荒神の東濱

一　参詣寺十九ヶ所の其随一事ハ右ニ記す

一　弥陀の三尊像是あり　赤栴檀多く毘首羯摩の作けれともハ飛驒[illegible]の尉寄附せしめ給ふなるや

百八

御本尊ハ三尺余に恵心の作　同郡　専念寺

下々宗極楽[illegible]吉田以下華堂[illegible]の御作

一　参詣る十九ヶ寺の其随一事ハ右ニ記せ

一　當寺の本尊ハ[illegible]前田氏[illegible]古跡の宝物[illegible]事ともあまたありけれとも四季[illegible]焼失し[illegible]御本尊を移し奉り給ふなりや　宝物宝あまたあれとも是を略す

百九

御本尊ハ三尺余に円仁の作　同郡　長徳寺

而るに先年より雲巖寺へ入其屋敷の高僧
一阿弥陀の尊像ありけるは腰押の
如来と崇敬し古より来歴ハ安阿弥作
あまた人奇瑞と霊験を給ふに猶も是
きと聞こえくしきと著せて梅園と云家
山里に石雲庵と号せし霊あるありし僧
ら人出生し給へりける時に記帳せるに
なりとく於毎し事給ひ論する是なるより

俄にしく出給ひ自由なりしを信ずる人
有りしを知りもせしも其儀に於ては如来の像
に移し給ひて守護せしめ給ふ是は
又それとありて僧にあるとてなれ
それより此頃は常にく阿弥陀の尊像を守護擁
護あるこそ此尊像の御事なり感涙し給ふ
となりて猶其行く程に侍るなりける
像は長谷川氏下寄附せしめ給ひて

きれいなる来由（らいゆ）なりとも委（くわし）くハ来縁起（えんぎ）しく

此縁起（えんぎ）とも申すハ此尊像（そんざう）とも寶（ほう）経

ゆへさるのなり

一 阿弥陀るめくの善（や）薩山紙乃須弥壇（しゆみだん）

きおり是より東尼に仏像（ぞうづ）格門（よふき）よりかく

なんでもゝに来迎（らいかう）の形（ぎやう）を移すよふなり

即ち仏像（ぞうづ）の廣舎（くわしや）と畫（ゑがき）き備（そなへ）て有りて祭（さい）

像経なそとし給ふ是よりまゝ山紙

乃比経縁（ゑさう）法云ちし光給ふ是なり称（となふ）る

華（け）ま（う）乃蓮（れん）臺（だい）なり

一 九品浄土（じやうど）乃大曼陀羅（まんだら）是なり極楽（ごくらく）の

さまや

一 仏舎利（ぶつしやり）是なり玉乃塔（たふ）堂（だう）なりと同じ

ときふおくよき二重の塔（と）楼（ろう）なり殿堂（でんだう）

なりにぞ門甍（いらか）なり是ら是城（じやうこう）二ん

然しても経蔵（きやうざう）華（け）鬘（う）美（れん）臺（だい）なり

一 釋迦婆伽梵の一尊像是あり是ハ[illegible]尊像よ[illegible]の美佛なり

一 釋尊[illegible]美[illegible]なり

一 本朝ハ佛法東漸の[illegible]暹羅[illegible]

大守[illegible]美像に刻[illegible]上人[illegible]長さ六尺幅九寸厚さ七寸也[illegible]の名木[illegible]寛和初年の[illegible]上人[illegible]

又筆者也是ハ千代よ〳〵本寺文乃事なる
成ハ古ハ又古織女の作也此外異説ありと
以へ是を略之

百十

御本尊恵心乃作　同所　泉香院

此ハ日本和敬安寺より古佛像

一　古き紙梵字のごとく當麻中将姫の
判發のごとく當麻寺にてまもる縫仏縫へ

らまあり

一　聖徳太子筆二歳の御絵像是あり
即ち霊筆也頗る希有の霊像なり
右二象ハ御参入附属し給ふ事也末
永く拝ミ奉るべきもの也

百十一

御本尊慈覚大師の作　同所　敬安寺

此ハ日本泉香院の由緒

一当寺ゟ出る紙絵像の如来と尊像
し候処筆者ハ本願上人の御染筆と
新に被下天照皇太神宮毎日御影堂
へまゐらせ候如来の如来しれ候
ましまし候や其くハ本願し上候ハ
なかるへきや

百十二
御本寺ハ越前国今立郡の山派（浄土真宗）
証誠寺

右ハ何れも教安寺より出たる歟
百十九
御本寺ハ越前国足羽郡の派（浄土真宗）　専照寺
一　条々西本願寺へ属せ
門主十九ヶ寺の末寺之事ハ右よ記さ
百廿
御本寺ハ安濃津の派　同郡
右ハ何れも教安寺に属せし南渓
一身田寺

一沐泥生一萬経(ろんきやう)をあつめ其目録(もくろく)は従也
傅翕(ふきふ)氏の女妙善(めうぜん)を寄附(きふ)し給ふ為也此
為像(ゑんざう)に輪蔵(りんざう)を設けしより其一を
出もとりよまる時儒書(じゆしよ)来つたく此書を射(い)
去く仏像ありくさなりしよりあめし仏眼(ぶつげん)
鮮明(せんめい)ありしとしく誹謗(ひばう)し其志かなと示(しめ)
持(ぢ)ちし楊枝(やうじ)めぐく結をしけりり儒書を示(しめし)
よ西眼明(げんめい)は失(しつ)をうしなりりより此仏眼(ぶつげん)みえ

一時経をし給(たま)ひし此御涅槃(ねはん)見ありまゝ
其目(もく)の淨作そうくりこさと云流(ひろ)くりの盖(けい)
此村依い前生(ぜんしやう)の瓦度(がど)ある者ら以
諸人(しよにん)身ゆ流(る)へ戌く信心(しんじん)深くし給ふる
をのなりの未語しくがくめくしの異縁(いんえん)
者るる仏事とおこなはせ給ふ由也
一釈迦の愛泥経(らん)をあつる金泥(こんでい)とはぐく云(いふ)
尊(ぞん)しけりり見と経(と)釈迦経(しやきやう)をと禮(らい)ある紀(し)

寺ハ津田大和乃郡を出陣し石の唐櫃ニ
入理重教千年なりとも見よからく慥ひ
かくて鄰尾庵とし格換ありしなり縁起ニ
趣縁ハ此所ニ移る寺號乃霊実なり

百十五
御本尊安阿弥乃作
同所　見性寺
所ハ同西寺町南頭
一 当寺御本尊ハ古しへ地藏(?)

左ハ詑(?)さらなり也

百十六
御本尊安阿弥乃作　百万反ひ寺る
正行寺
所ハ京極通四下ル東乃町

百十七
御本尊恵心大師乃作　同所
大悲寺
所ハ同西三条通の町
一 当寺ハ来歴下見ありこそし由緒なる

彼此住持に絶たる也

百十八

河内国高安郡の内　信行寺（教興寺村にある）

一 当国大県郡

一 河内なる十九ケ寺の随一の事は右に記せし

一 当寺は和尚なる感喜見ある事あり

と以へとも之を書とするに慶長年中

七月大地震見あるへき事と告られ

めりよりて当住持信誉上人摂州茨木

梅林寺にしく清玄見ありよりて

く信ある人を請をしなりし縁地によりて

ましく事一七日夜ありなる不当寺にて

修る事也中にしく宮く高徳を以て之れ移

をへしとあり絶まるとにて清玄中にある故

法新きひ経札をはく当る人昔伽の文に

ここに当寺中新造の房を住居見ありく

寺中乃[illegible]なる[illegible]梵[illegible]

志ある人諸方より来り[illegible]の[illegible]

[illegible]を以て[illegible]あり[illegible]河

本尊ハ別[illegible]移しまゐらせ[illegible]日天

地蔵尊[illegible]本堂[illegible]大難

を遁るゝ[illegible]遍照[illegible]に

[illegible]

[illegible]や

一 弥陀尊ハ[illegible]の画像是あり善導大師の

御作なり[illegible]の[illegible]なる御

事ハ[illegible]にも[illegible]

是を[illegible]是また山村氏[illegible]

[illegible]

右の是を略す

百十九

河内[illegible]郡の作

佛光寺

西洞院椹木町下ル町信行寺の小瀧

一　當寺本尊なる地蔵應永年中より瑞光を發ち給ふに依て仏光寺と号し寺

をのけり

一　毎年七月地蔵会是あり

一　九条家より大曼荼羅是あり是を云日

大明神来現して當寺を守り給ふ

来歴あり委は略しぬ同寺にあり也

一　地蔵権化の縁起一軸　土佐光信絵

縁起一軸　是あり

又二条寺町通辺にあり

百二十

御本尊地蔵　同作　清光寺

下ル同通何光寺の小瀧

百廿一

御本尊定朝作　同所　西方寺

右同所誓願寺中小瀧

一 三国伝来なる乃尊一躰ハ右の縁起と

一 大弘法大師御像是ありてこれ一躰像

其作有金念仏余仏よ優長ニ之法相好ある

あふくし諸人此也恵心僧都の御作なり頂

利きも好霊験なり

一 大閤秀吉公其の御影像是ありて受戒の法名

国泰寺殿雲山俊龍大居士　神霊

右乃御詠ハ菊亭中納言君乃よめり

造立して当寺へ寄附せしめ給ふ處

百廿一

御本尊恵心乃作　是信法来る

西照寺

右同所誓願寺地中小瀧

百廿二

御本尊定朝作　誓願寺ゟ来る　三福寺

右同所誓願寺地中小瀧

一当寺御条部是あり元和中御再興
乃像下ト日ゟ
寺

同宗也
御本尊無量寿仏恵心僧都乃作　常念寺
寺町通三条下る町の西側

同宗也
御本尊三尊弥陀運慶の作　天性寺
寺町通三条上ル町東側

一永円十九ヶ年の縁起一七事ハ古能を
一毎年三月晦日乃晩開山忌宿也
念仏あり説法あり諸人群集す也
一毎年十二月十三日より十五日迄中将姫の
法会あり即自作乃影像二十九歳の御影
并当寺霊宝開帳是あり説法
あり念仏あり諸人群集する也
一当寺開基乃勧慶々開山照誉上人

[illegible]寺に織し給ふ事ハ天平の宝[illegible]
なりし浄法興隆に志慕ありしく機[illegible]に
二[illegible]ありし実ると云る[illegible]し給ひ大[illegible]ると
極楽の天性寺と号りて給ひて極楽[illegible]
[illegible]にて織し給ふ所
後宮[illegible]の后妃眼上人と敬ひて事あり
[illegible]ハ[illegible]氏[illegible]ある少輔なり本日[illegible]しく師
[illegible]る[illegible]眼上人[illegible]に[illegible]しく

中将法女自曼陀羅を講説し
[illegible]感ありて曼陀羅山と山号を賜ひ[illegible]法
奥をも[illegible]し給ひ一[illegible]眼上人
[illegible]浄土の
[illegible]家にて流布を偉哉眼上人の
弘法

一派の一宗[illegible]縁起あり[illegible]
大師の[illegible]なり[illegible]師の御自[illegible]

格子なる所の事ハ観想等せん像下よりみえし
ものにし所々に色紙墨にを
一　弥陀三尊の梵字ありて上ハ天蓋
瓔珞　并　破地獄の文四句ありて下ハ香炉
華瓶あり　并　八功徳池に芬陀利花あり化
身なる手に中将姫の影像ありて悉く立文
の蓮の糸をもつて織給ふと云也細結也
二の霊宝なり

一　弥陀尊六字の御名号是ありしハ法然
上人の御筆なり
一　弥陀の尊像并に御絵像是ありて行基
菩薩の御筆也殊る三尊の霊宝なり
一　弥陀六字并御名号是ありしハ梵字
なりしを弘法遍照の四句并偈ありて弘
法大師の御筆也
一　九品浄土并大曼陀羅是ありしハ船

天人殿上にゆくゆめみるとして讃頌し給ふ

筆なりき

一 生仏の御縁起あり 伝教大師の御筆にあり経は宝物なり

一 称讃浄土経 一部 筆あり中将姫の御筆なり

一 釈迦文尊の御縁起あり 当麻曼荼羅也

一 十一面観音の化現の御縁起あり 其外中将

法女剃髪し給ひ御みづから護念の御ゆめみるとし給ふ此曼陀羅の中にて織姫の観音としての御名中将あり新しく糸紡しく当給ふ色

きえや

此外数代の宝物などもまたありといへども記すに遑あらねば